

第V章 公共交通機関の施設に関する事項



交通ネットワークの整備

自宅を出てから目的地に到着するまで、連続的に円滑な移動ができることが交通計画の基本になります。なかでも公共交通機関は大量・高速移動の重要な手段であり、現代生活には欠かせないものです。駅や港湾、バス停留所といった個別の対応はもとより、交通機関相互の乗り継ぎなど、ネットワークとして整備されることが重要であり、これによって交通手段が確保されることになります。



1

移動円滑化経路（特定施設整備基準 第5）

基本的な考え方

バリアフリー法では、駅などの旅客施設や電車・バスなどの車両について、高齢者や障害者等の移動等の円滑化を図るための基準（移動等円滑化基準）が定められており、公共交通事業者が駅などの旅客施設の新設・大改良や車両を新たに導入する際に適合が義務付けられています。特に駅の出入口からプラットホームへ通ずる経路については、エレベーターおよび傾斜路により高低差を解消した移動円滑化経路を1以上設けることが必要です。

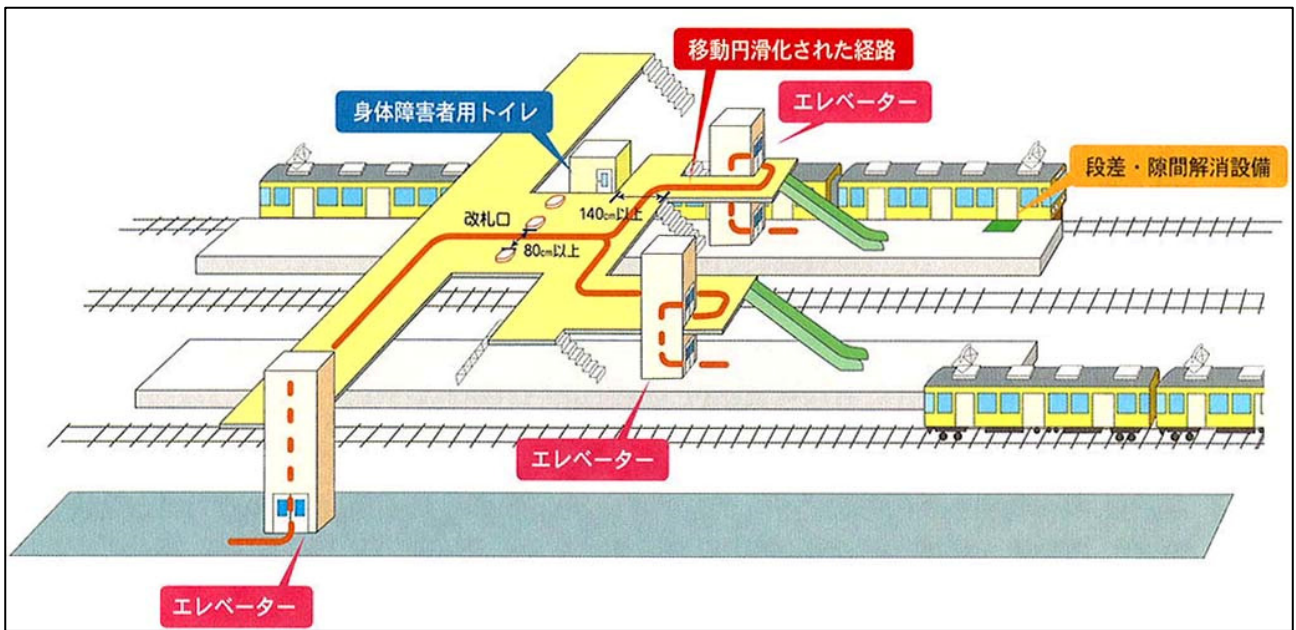
●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	経路の確保	<p>●公共用通路と車両等の乗降口との間の経路には、高齢者や障害者に配慮した移動円滑化経路をプラットホームごとに1以上設ける。〈交1の(1)〉</p>	<p>（図V.1.1、図V.1.2） 「公共用通路」とは、旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供される道路、駅前広場、通路等であって、旅客施設の外部にあるものをいう。</p>
	段差の解消	<p>●移動円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路またはエレベーターを設ける。ただし、構造上の理由により傾斜路またはエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。〈交1の(2)〉</p> <p>●公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路またはエレベーター（整備基準に定める構造のものに限る）を利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等のプラットホームとの間の移動を円滑に行うことができる場合または管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合は、上記の規定によらないことができる。〈交1の(3)〉</p>	
バリアフリー法	経路の確保	<p>●公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくする。 〈省令第4条第10項〉</p> <p>●乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という）のうち、移動円滑化された経路を、乗降場ごとに1以上設ける。〈省令第4条第11項〉</p> <p>●主たる乗継ぎ経路と移動円滑化された乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくする。 〈省令第4条第12項〉</p>	<p>移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（以下省令と略す）</p>

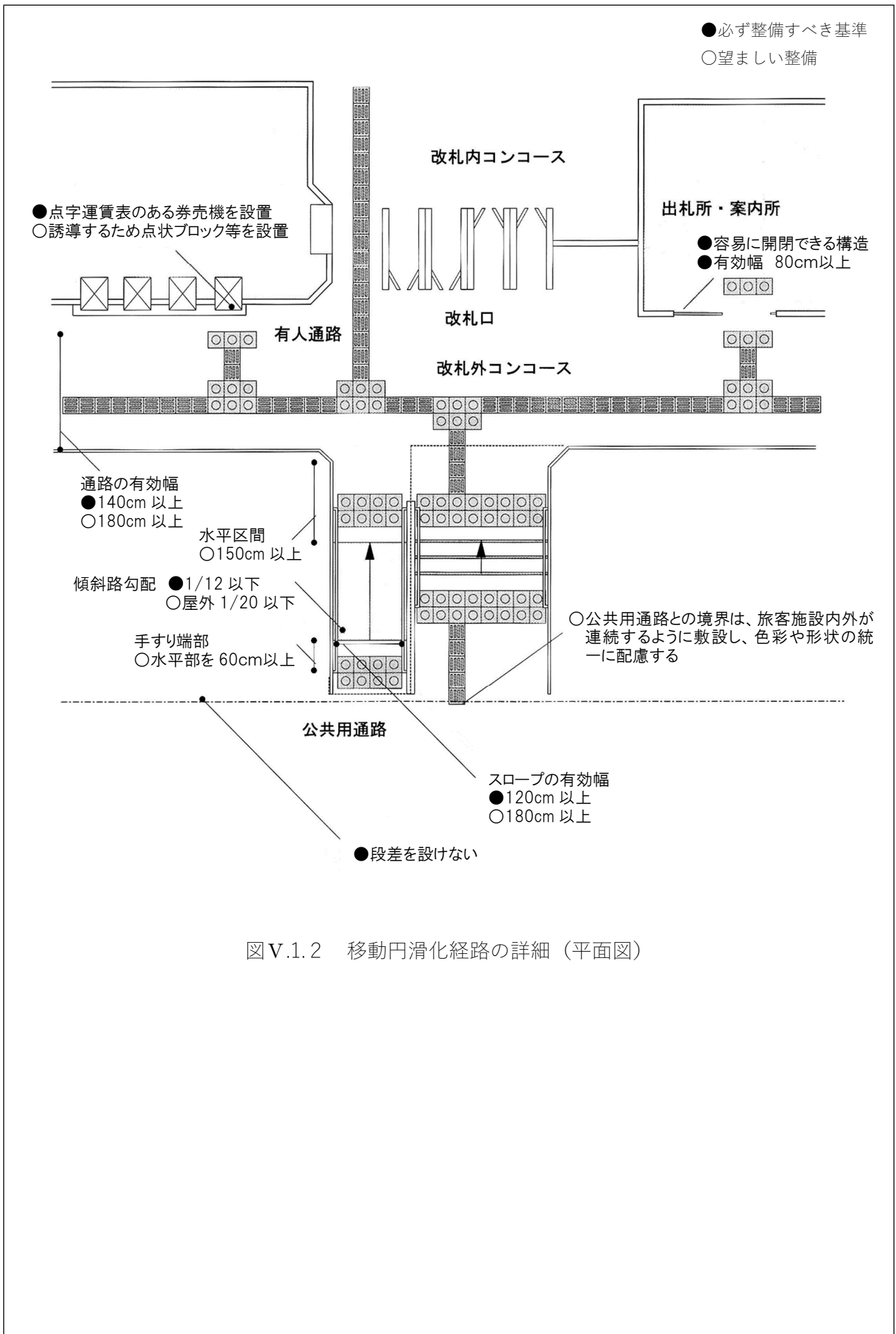
必ず整備すべき基準		解説
バリアフリー法	鉄道駅 ●線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化された経路をそれぞれ1以上設ける。ただし、鉄道駅の規模、利用状況、出入口の設置状況その他の鉄道駅の状況を勘案して高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと当該鉄道駅の所在を管轄する地方運輸局長が認める場合についてはこの限りではない。〈省令第18条の2〉	
望ましい整備		解説
経路の確保	○公共用通路と出入口と各ホームを結ぶ乗降動線（同一事業者の異なる路線相互の乗り換え経路を含む）において旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）を高齢者や障害者等が円滑に通行できるようにする。	

解説図一覧	
図V.1.1 移動円滑化経路の整備例	P.V-3
図V.1.2 移動円滑化経路の詳細（平面図）	P.V-4

チェック項目（条例の基準）	
P.V-30 参照	



図V.1.1 移動円滑化経路の整備例



図V.1.2 移動円滑化経路の詳細（平面図）

2

改札口・通路等（特定施設整備基準 第5）

基本的な考え方

鉄道の駅や港湾施設など旅客の主要動線の中で、改札口は最も狭い部分であり、ここを車いすなどで通過できるようにすることが必要です。また、改札口につながる各通路は、多くの人が連続して通過したり、並んでいたりすることも考慮して、よりスムーズに通過できる方法を検討することも重要です。また移動円滑化経路においては、段を設けないことが義務付けられており、改札口や通路では傾斜路などの設置による段差の解消を行う必要があります。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
通路の有効幅	●車いすが通行しやすい幅として120 cm以上とする。 〈交2の(3)〉		
床仕上げ	●床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。〈交2の(1)〉		
段差の解消	●段を設ける場合は、次に定める構造とする。〈交2の(2)〉 ①踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。 ②段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。 ③歩行困難者・視覚障害者等の利用に配慮し、手すりを設ける。		
整備基準	傾斜路	●多数の者の利用に供する傾斜路は、次に定める構造とする。〈交3〉 ①歩行困難者・視覚障害者等の利用に配慮し、手すりを両側に設ける。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 ②床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。 ③傾斜路の両側には、立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 ④その前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。	
	視覚障害者誘導用ブロック等の設置	●通路その他これに類するもの（以下「通路等」という）であって、公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。〈交5の(1)〉	

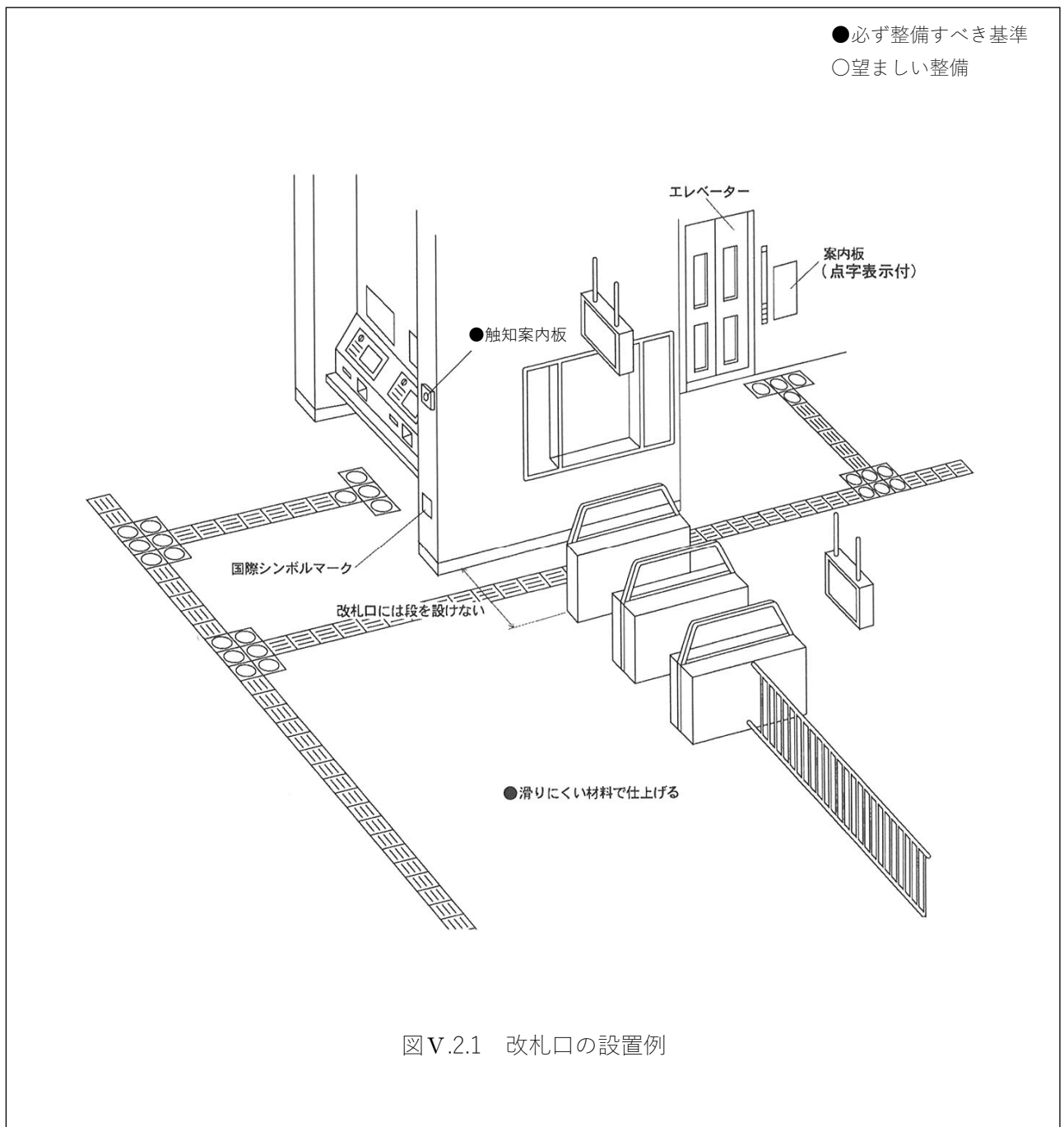
必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	視覚障害者誘導用ブロック等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●上記に定める構造の通路等とエレベーターの乗降ロビーに設ける点字等による操作盤、点字等による案内設備、便所の出入口および乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等（移動円滑化経路）には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロック等を敷設し、または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。ただし、上記のただし書に規定する場合は、この限りでない。〈交5の（2）〉 ●階段、傾斜路およびエスカレーターの上端および下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設する。〈交5の（3）〉 	
	案内設備	<ul style="list-style-type: none"> ●車両等の運行（運航を含む）に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備を備えたものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。〈交6の（1）〉 ●昇降機、便所または乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という）の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設ける。〈交6の（2）〉 ●公共用通路に直接通ずる出入口または改札口の付近には、移動円滑化のための主要な設備（「1 移動円滑化経路(P.V-2)」の（2）の規定により昇降機を設けない場合にあっては、「1 移動円滑化経路(P.V-2)」に規定する他の施設のエレベーターを含む）の配置を表示した案内板その他の設備を備える。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。〈交6の（3）〉 ●移動円滑化のための主要な設備の標識または上記の案内板その他の設備の高さ、文字の大きさおよび表示等は、高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいものとするほか、必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示を行う。〈交6の（4）〉 ●公共用通路に直接通ずる出入口または改札口の付近その他の適切な場所に公共交通機関の施設の構造および主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。〈交6の（5）〉 	<p>.....→ JIS Z 8210 に適合するものとする。</p>
移動円滑化経路	出入口の有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ●移動円滑化経路と公共用通路との出入口の有効幅は、車いすが通行しやすい幅として90cm以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。〈交1の（4）ア〉 	
	改札口の有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ●改札口を設ける場合は、1以上の改札口を車いすが通過できる幅として80cm以上とする。〈交1の（9）〉 	<p>.....→ (図V.2.1、図V.2.2)</p>
	通路の有効幅	<ul style="list-style-type: none"> ●有効幅は、車いすが通行しやすい幅として140cm以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とすることができる。〈交1の（5）ア〉 	

必ず整備すべき基準			解説
移動円滑化経路	戸・ドア	<p>●移動円滑化経路と公共用通路との間の出入口に戸を設ける場合は、次に定める構造とする。〈交1の(4)イ、(5)イ〉</p> <p>①有効幅は、車いすが通行しやすい幅として90cm以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。</p> <p>②自動的に開閉する構造または車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。</p>	
	段差の解消	<p>●車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。〈交1の(4)ウ、エ、(5)ウ、エ〉</p>	
	傾斜路	<p>●移動円滑化経路を構成する傾斜路は、前述の規定による他、次に定める構造とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。〈交1の(6)〉</p> <p>①有効幅は、120cm以上とする。ただし、段に併設する場合は、90cm以上とすることができる。</p> <p>②こう配は、1/12以下とする。ただし、傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下とすることができる。</p> <p>③高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。</p>	
バリアフリー法	照明設備	<p>●移動円滑化経路を構成する通路には照明設備を設ける。 〈省令第4条第5項〉</p>	
望ましい整備			解説
改札口の有効幅	<p>○改札を設ける場合は、1以上の改札口を車いすが通過できる幅として80cm以上とする。</p> <p>○改札口は車いすで通過しやすい幅として90cm以上とする。</p>		
通路の有効幅	○車いす同士がすれ違いしやすい幅として180cm以上とする。		
床仕上げ	○雨でぬれても滑りにくく、平坦な仕上げとする。		
段差の解消	○車いす使用者が通過する改札口にあつては、通過する際、支障となる段差を設けない。		
傾斜路	<p>○有効幅は、120cm以上とする。</p> <p>○車いす使用者同士のすれ違いを考慮すると、180cm以上の有効幅を確保することが望ましい。</p> <p>○こう配は、屋内では1/12以下とし、屋外では1/20以下とする。</p> <p>○両端に2段の手すりを設置する。</p> <p>○車いす使用者や肢体不自由者等は、傘をさすことが困難なため、屋根やひさしを設置する。</p> <p>○その他、傾斜路の設置に関する事項は、「1移動に関する事項[6]傾斜路(P.I-37)」の項を参照。</p>		
視覚障害者誘導用ブロック等の設置	○改札口のうち少なくとも1ヵ所には、連続して視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する等、視覚障害者のわかりやすい誘導に配慮する。		
案内設備	○改札口付近には、事故等の情報を知らせるため、電光表示板等の文字による案内標示を行う。		

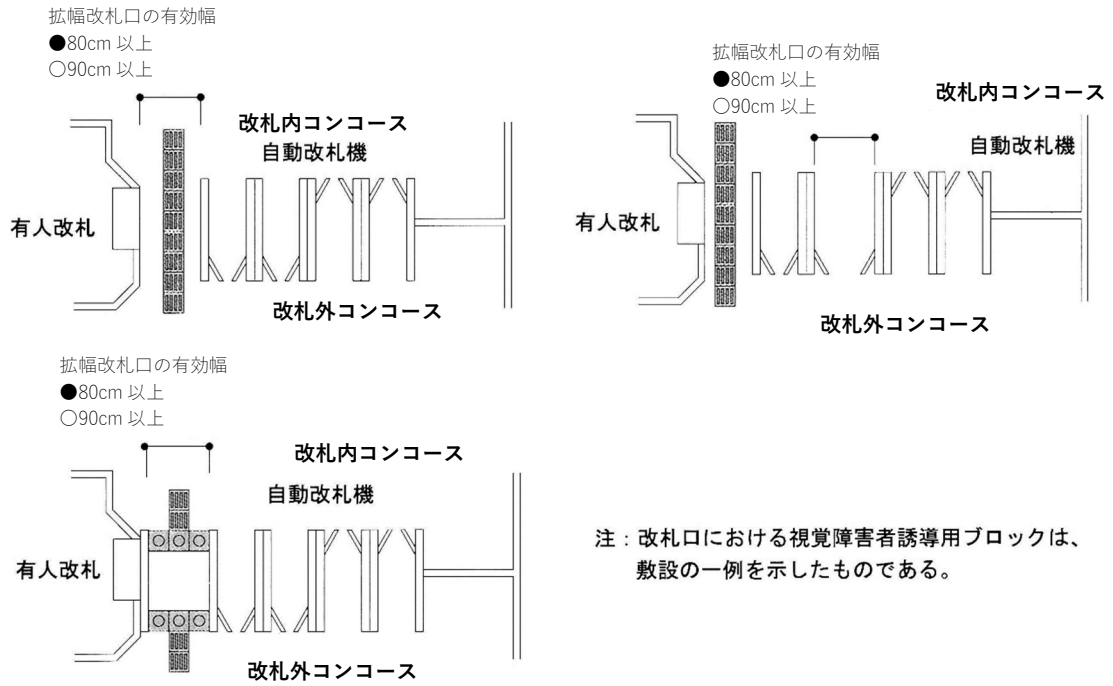
望ましい整備		解説
案内設備	○案内および誘導標示等は、必要に応じ音声による案内装置、外国語の併記等を行う。	

解説図一覧		
図 V.2.1	改札口の設置例	P.V-8
図 V.2.2	改札口の設置例（平面図）	P.V-9

チェック項目（条例の基準）
P.V-30 参照



- 必ず整備すべき基準
- 望ましい整備



注：改札口における視覚障害者誘導用ブロックは、敷設の一例を示したものである。

図 V.2.2 改札口の設置例（平面図）

基本的な考え方

車いす使用者やベビーカーを押している人など階段の利用が困難な人にとって、エレベーターは最も有効な垂直移動の手段です。また、その際、障害がある人などが自ら操作して目的の階に到達できるよう、利用しやすい操作方法や案内標示などに細やかな配慮が必要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

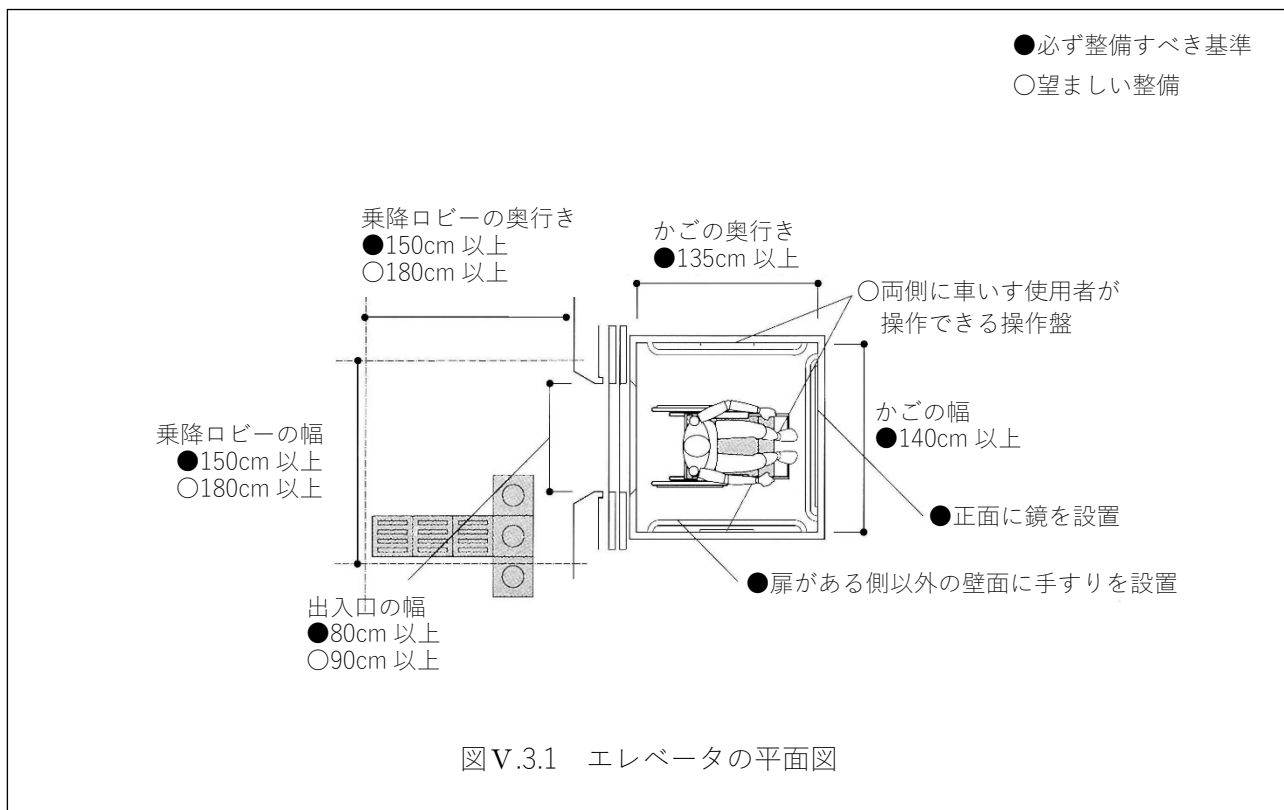
必ず整備すべき基準		解説	
移動円滑化経路	かごおよび昇降路の出入口有効幅	●かごおよび昇降路の出入口の有効幅は、車いすが通過できる幅として80cm以上とする。〈交1の(7)ア〉	→ (図V.3.1)
	かごの大きさ	●かごの内法幅は、140cm以上とし、内法奥行きは、135cm以上とする。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できるもの（開閉するかごの出入口を知らせる音声案内設備が設けられているもの）については、この限りでない。〈交1の(7)イ〉	→ (図V.3.1)
	乗降ロビー	●車いす使用者が転回できるスペースとして、乗降ロビーの有効幅は、150cm以上とし、有効奥行きは、150cm以上とする。〈交1の(7)サ〉	→ (図V.3.1)
	乗場ボタン・操作盤	●かご内および乗降ロビーには、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設ける。〈交1の(7)ケ〉 ●かご内に設ける操作盤および乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できるものとする。〈交1の(7)コ〉	→ (図V.3.2、図V.3.3) 高さ100cm程度とする。
	手すり	●かご内の側板に手すりを設ける。〈交1の(7)オ〉	→ (図V.3.3) 高さ80cm～85cm程度に設置する。
	鏡	●かご内には、車いす使用者が乗降する際にかごおよび昇降路の出入口を確認するための鏡を設ける。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できるもの（開閉するかごの出入口を知らせる音声案内設備が設けられているもの）については、この限りでない。〈交1の(7)ウ〉	→ (図V.3.1、図V.3.3) 鏡はステンレス製や安全ガラス等の割れにくい鏡とする。
	緊急時対策	●かごおよび昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、緊急時にかご外からかご内が視覚的に確認できるものとする。〈交1の(7)エ〉	→ (図V.3.2) かご内の車いす使用者や子供、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から高さ50cm程度にする。
	安全な戸の開閉	●かごおよび昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとする。〈交1の(7)カ〉	

必ず整備すべき基準			解説
移動円滑化経路	誘導・案内標示	<ul style="list-style-type: none"> ●かご内には、かごが停止する予定の階およびかごの現在位置を表示する設備を設ける。〈交1の(7)キ〉 ●かご内には、かごが到着する階ならびにかごおよび昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設ける。〈交1の(7)ク〉 ●乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備を設ける。ただし、かご内にかごおよび昇降路の出入口の戸が開いた時に、かごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合または当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。〈交1の(7)シ〉 ●乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する設備を設ける。ただし、当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。〈交1の(7)ス〉 	
望ましい整備			解説
かごおよび昇降路の出入口有効幅	○車いすで通過しやすい幅として90cm以上とする。		
かごの大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ○1以上のエレベーターは車いす使用者の利便性を考慮して、かごの床面積は2.09㎡以上、奥行きは135cm以上とし、車いす使用者が方向転換できる大きさとする(13人乗りエレベーター以上とし、間口は160cm以上を標準とする)。 ○上記以外のエレベーターについても、少なくとも車いす使用者と介助者が同乗できるよう、11人乗り以上とする。 ○緊急時の対応等に配慮し、可能な箇所には、ストレッチャーを乗せることができる、奥行きのあるエレベーターを導入する。 ➔	出入口幅110cm以上、かごの間口140cm以上、奥行き230cm以上の大きさとする。
乗降ロビー	<ul style="list-style-type: none"> ○出入口に接する部分の床は水平とする。 ○車いす使用者の利便性を考慮して、幅および奥行きはそれぞれ180cm以上とする。 ➔	I.1.[8]エレベーター(P.I-46)」の項参照
隙間・段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> ○建物床とかごの隙間は車いすのキャスター等が落ちないように、可能な限り狭くする。 ○建物床とかごの床は自動着床修正装置等により段差を生じないようにする。 		
乗場ボタン・操作盤	○車いす使用者がかご内で転回しなくても操作できるよう、かごの左右に専用の操作盤を設ける。		
車いす当り	○かご内の側板には床上35cm程度まで、車いす当りを設ける		
床仕上げ	○かご内の床仕上げは、車いす使用者が転回や移動の際支障とならないもので、かつ滑りにくい材質とする。		
安全な戸の開閉	<ul style="list-style-type: none"> ○かごの出入口には、利用者を感じて戸の閉鎖を自動的に静止することができる光電式・静電式・超音波式等の装置を設ける。 ○障害者専用ボタンが押された時は、戸の開放時間が通常よりも長くなるようにする。 		

望ましい整備		解説
誘導・案内標示	<ul style="list-style-type: none"> ○乗降ロビーの出入口部分の床には、視覚障害者のための注意喚起用床材を乗場ボタン側に寄せて敷設する。 ○障害者等の利用しやすいエレベーターには国際シンボルマーク等により、その旨を標示する。 ○階数表示は、大きくわかりやすいものとする。 	
ウォークスルー型エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ○かごの出入口が複数あるエレベーターで、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものにあつては、出入口幅 80 cm 以上、かごの幅 140 cm 以上、奥行き 135 cm 以上とする。 ○直進型や直角 2 方向出入口型の場合は、入口と出口が違うことを容易に認識できるよう音声で知らせる装置を設置する。 ○車いす使用者が円滑に乗降できるよう、可能な限り、出入口幅は 90 cm 以上とする。 ○旅客施設等の構造により、直進型や直角 2 方向出入口型も考慮し、円滑な動線の確保に努める。 	

解説図一覧	
図 V.3.1 エレベーターの平面図	P.V-12
図 V.3.2 エレベーターの正面図	P.V-13
図 V.3.3 エレベーターの断面図	P.V-13

チェック項目（条例の基準）	
P.V-30 参照	



- 必ず整備すべき基準
- 望ましい整備

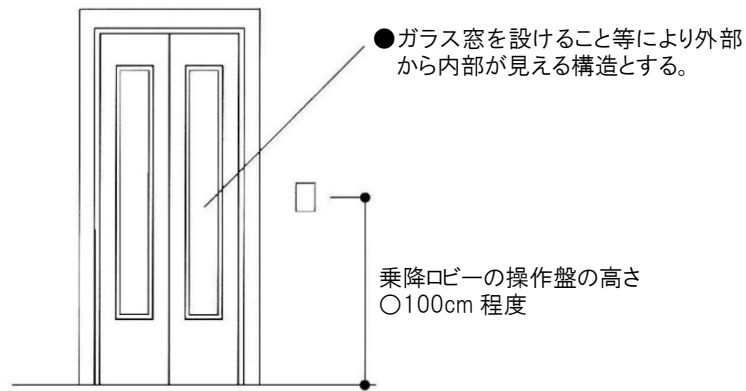


図 V.3.2 エレベーターの正面図

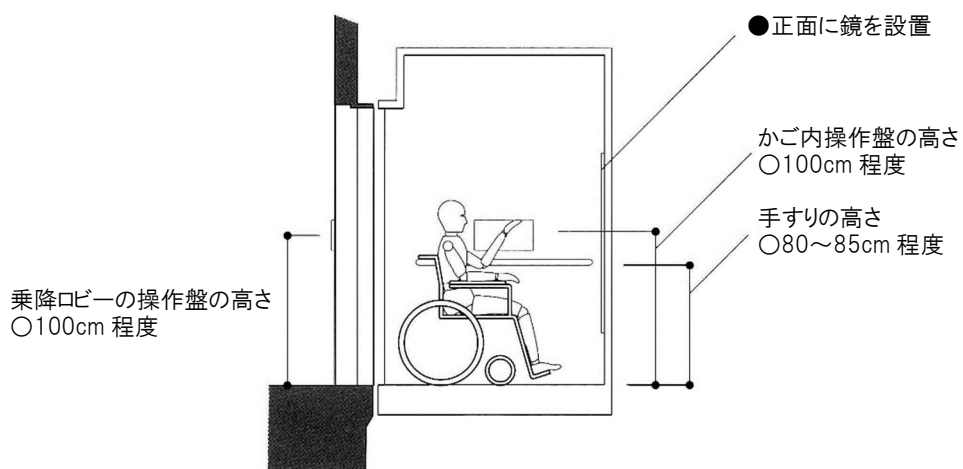


図 V.3.3 エレベーターの断面図

基本的な考え方

エスカレーターは大量に人が垂直移動するのに有効な手段であり、特に高齢者や妊産婦などにとっては垂直移動の手段として便利な設備です。しかし、転倒時などには、大きな事故となる危険性があるため、だれもが安全に利用できるような配慮が望まれます。また、上り用と下り用をそれぞれに設置することも重要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準			解説
移動円滑化経路	有効幅	●車いすが通過できる幅として、80 cm以上とする。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。 〈交1の(8)キ〉	
	ステップ	●踏み段の表面およびくし板は、滑りにくい仕上げとする。 〈交1の(8)イ〉 ●昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあるものとする。〈交1の(8)ウ〉 ●踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとする。 〈交1の(8)エ〉 ●踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができるものとし、かつ、車止めを設ける。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。 〈交1の(8)ク〉→ (図V.4.1)
	くし板	●くし板の端部と踏み段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとする。 〈交1の(8)オ〉→ (図V.4.2)
	設置	●上り専用のもおよび下り専用のもを設置する。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合は、この限りでない。〈交1の(8)ア〉	
	誘導・案内標示	●エスカレーターの上端および下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を表示する。ただし、上り専用または下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。〈交1の(8)カ〉	
	バリアフリー法	●エスカレーターの乗り口端部において、エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設置する。 〈省令第7条〉	

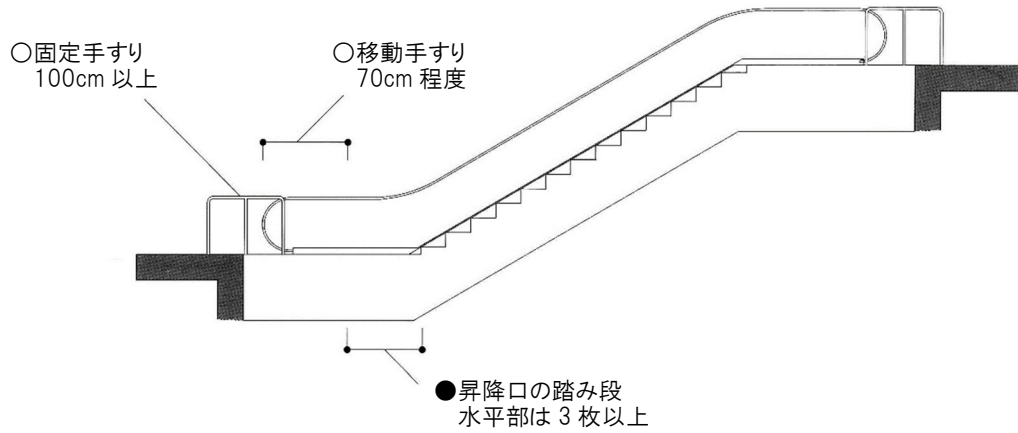
望ましい整備		解説
有効幅	○乳幼児連れや荷物を持った人等が利用しやすいように、80 cmまたは100 cm程度とする。	
速度	○障害者・高齢者等の動作を考慮して、走行速度は30m/分以下とする。	
移動手すり	○乗り口・降り口とも危険防止のため、移動手すりを70 cm程度延長する。	
固定手すり	○危険防止のため、移動手すりに連続して長さ100 cm以上の固定手すりを設ける。 ○固定手すりには点字または記号による案内標示（現在位置、階数、上りなのか下りなのか等）を取り付ける。	
ステップ	○乗降口のステップの水平部分は3枚程度とし、定常段差となるまで5枚程度とする。	
くし板	○くし板にはステップの部分とはっきり区別がつくよう、色により縁取りを行う。	
誘導・案内標示	○視覚障害者に配慮し、点字ブロックの設置や、上下や行き先を知らせる音声、点字による案内設備を設ける。	
車いす対応エスカレーター	○エレベーターに代わるものとして設置されるエスカレーターは車いす仕様のものとし、介助係員の呼出インターホンを設置する（車いす使用者単独では利用できない）。	
その他	○その他エスカレーターの設定に関する事項は、「1移動に関する事項[9]エスカレーター（P.I-56）」の項を参照。	

解説図一覧	
図V.4.1 エスカレーターの断面図	P.V-16
図V.4.2 エスカレーターの平面図	P.V-16

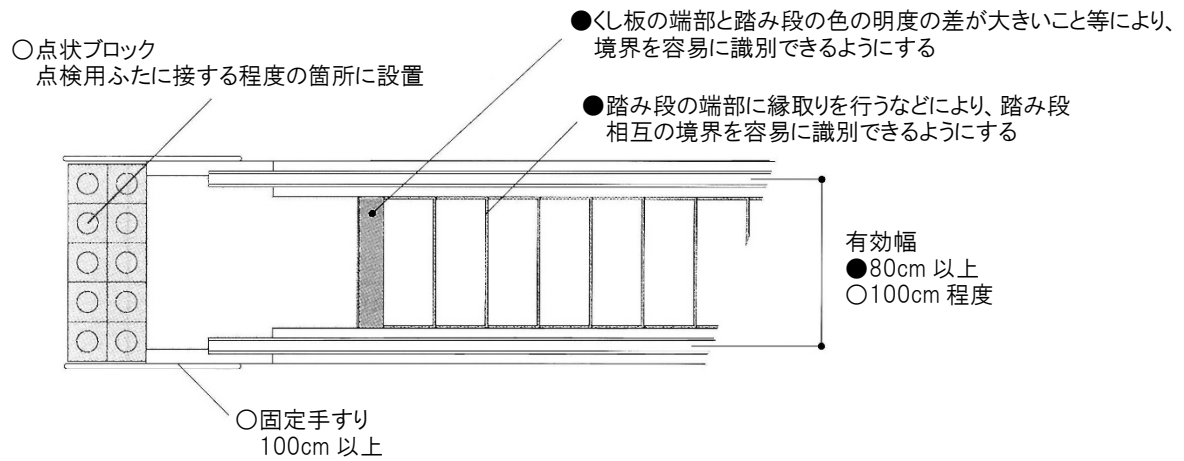
チェック項目（条例の基準）	
P.V-30 参照	

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備



図V.4.1 エスカレーターの断面図



図V.4.2 エスカレーターの平面図

5

階段（特定施設整備基準 第5）

基本的な考え方

階段は、高齢者や障害がある人などの昇降にとって大きな負担となるとともに、転落などの事故の危険性が高いところです。また、駅施設ではラッシュ時に大勢の利用客で混雑するため、利用特性や設置場所などを踏まえ、安全対策に配慮する必要があります。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説	
整備基準	形式	●回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。〈交4の(3)〉	回り段は段を踏み外してしまう危険がある。また視覚障害者が方向を失ったりしやすい。 「I 移動に関する事項(7) 階段 (P.I -40)」参照
	けあげ・踏面・蹴込み	●踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。〈交4の(5)〉 ●段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくいものとする。〈交4の(6)〉	→ (図V.5.2)
	床仕上げ	●踏面・踊場の表面は粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げる。〈交4の(4)〉	
	手すり	●歩行困難者・視覚障害者等の利用に配慮し、手すりを両側に設ける。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。〈交4の(1)〉 ●手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字による表示をはり付ける。〈交4の(2)〉	→ (図V.5.1)
	立上り	●階段の両側には、歩行者の安全性に配慮し、立上り部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。〈交4の(7)〉	→ (図V.5.2)
バリアフリー法	照明設備	●階段には照明設備を設ける。〈省令第8条第八号〉	

望ましい整備		解説	
形式	○転倒時の危険防止を考慮し、適宜踊場を設ける。 ○引っかけ等防止するため、蹴込み板のない形式や段鼻の突出は避ける。		
有効幅	○2本杖使用者が昇降しやすい幅として150cm以上とする。		
けあげ・踏面・蹴込み	○以下のような緩勾配となる寸法とする。 けあげ 16cm以下 踏面 30cm以上（極端に広げすぎないことが望ましい） ○蹴込みは引っかけ等防止するため2cm以下とする。 ○同一階段では各階をとおしてできるだけ同一寸法とする。→	(図V.5.2)
危険防止	○高さが低い階段下スペースで、歩行者が段裏に衝突するおそれのある場合等は、危険防止措置を講じる。		
床仕上げ	○杖使用者は、杖が斜めに傾くため横にも滑らないよう配慮する。		
手すり	○片まひ者等の利用を考慮して両側に手すりを設ける。 ○折り返し階段の中央側の手すりは、各階を通して連続させる。		
照明	○通行に支障がなく、むらのない明るさとする。特に足元は、影が生じやすいため、段を識別することができるような明るさの確保に配慮する。		
誘導・案内標示	○階段に接する廊下・踊場等の部分には、視覚障害者が段の存在を認知できるように、点状ブロック等を敷設する。ただし、段のある部分の端に近接する踊場の部分が自動車車庫その他視覚障害者の単独での利用が想定されない施設に設けるものである場合は、この限りでない。 ○階数標示は大きくわかりやすいものとする。→	「I・4 情報・案内に関する事項[1]視覚障害者誘導用ブロック等 (P.I-143)」の項参照

解説図一覧	
図V.5.1 階段の平面図	P.V-19
図V.5.2 けあげ、踏面の詳細	P.V-19

チェック項目（条例の基準）	
P.V-30 参照	

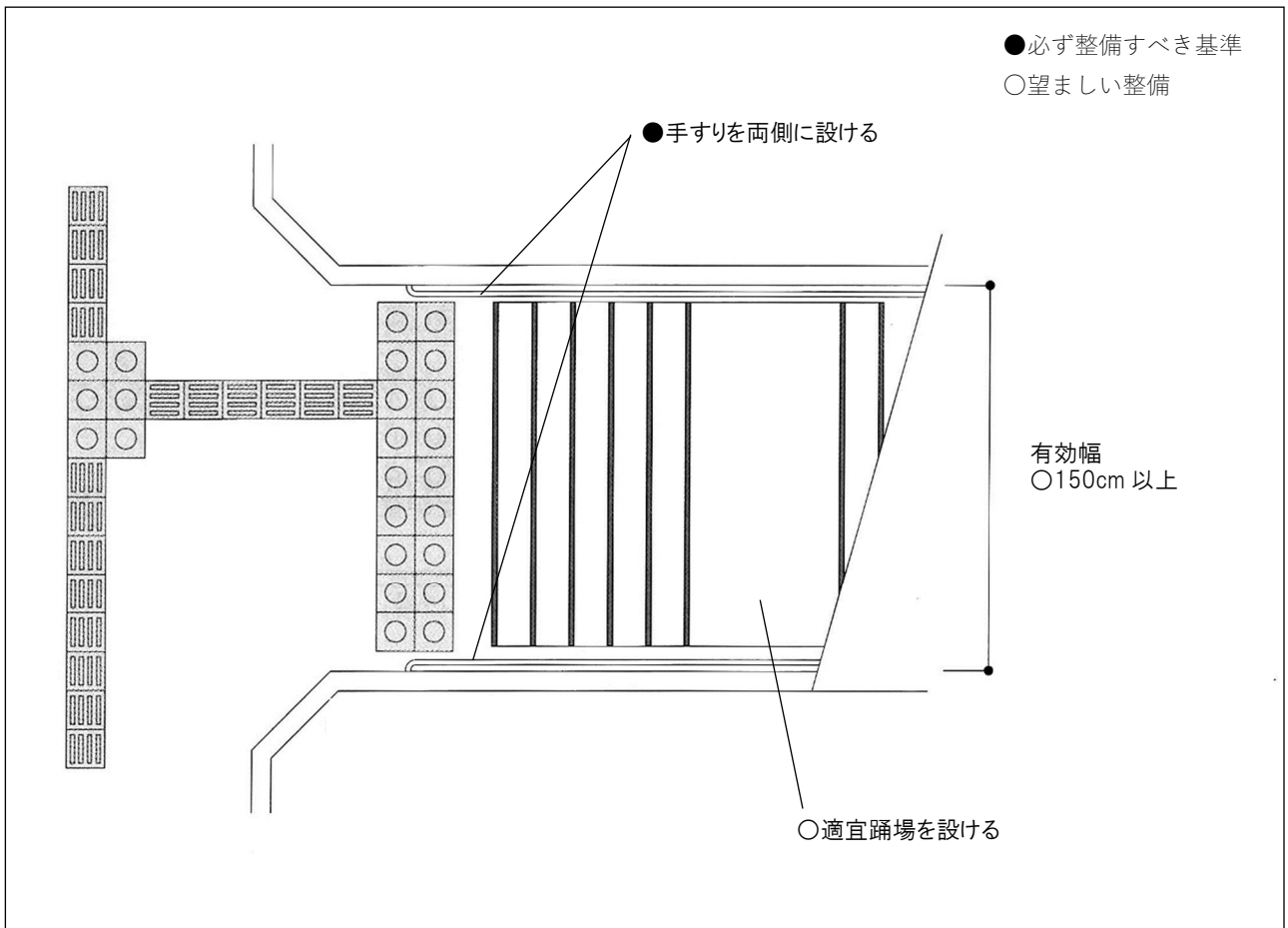


図 V.5.1 階段の平面図

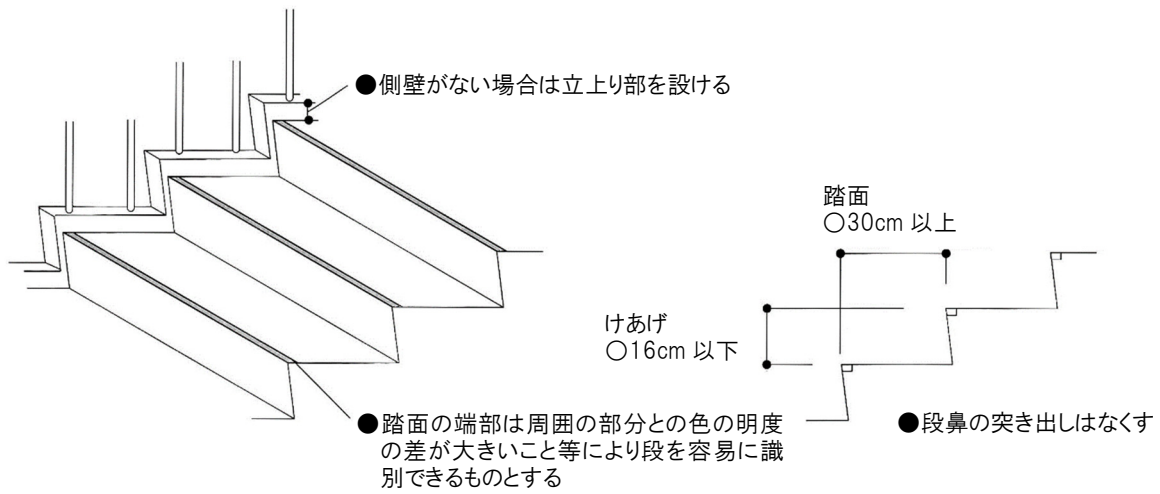


図 V.5.2 けあげ・踏面の詳細

6

乗車券販売所・待合所などの付帯施設（特定施設整備基準 第5）

基本的な考え方

乗車券販売所や待合所などは、だれもが快適に利用できる公共交通機関の施設として、積極的な整備が求められます。そのため、通路や出入口、カウンターについて、車いす利用者等が円滑に通行、利用できるよう細やかな配慮が必要となります。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準			解説	
整備基準	通路	<ul style="list-style-type: none"> ●乗車券等販売所、待合所および案内所を設ける場合、移動円滑化経路と乗車券等販売所、待合所および案内所との間の各経路における通路のうち1以上は、「(2)改札口・通路(P.V-5)」に定める構造とする。〈交8の(1)ア〉 ●構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないようにする。〈交8の(1)イ、ウ、エ〉 		
	出入口	<ul style="list-style-type: none"> ●出入口を設ける場合は、そのうち1以上は、次に定める構造とする。〈交8の(1)イ〉 ①有効幅は、80cm以上とする。 ②戸を設ける場合は、有効幅を80cm以上とし、かつ、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 ③車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由でやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。 		
	受付カウンター	<ul style="list-style-type: none"> ●受付カウンター等を設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造とする。ただし、常時勤務する者が容易に受付カウンター等の前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。〈交8の(1)ウ〉 		
	券売機	<ul style="list-style-type: none"> ●乗車券等販売所に券売機を設ける場合はそのうち1以上は次に定める構造とする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合はこの限りでない。〈交9〉 ①金銭投入口および操作ボタンは、車いす使用者が円滑に利用できるよう高さ等に配慮したものとする。 ②視覚障害者に配慮し、点字による表示を行う。 		
	休憩設備	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設ける。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。〈交10〉 		
	授乳場所	<ul style="list-style-type: none"> ●1日当りの平均的な乗降客数が5,000人以上等の特定旅客施設に該当する公共交通機関の施設には、授乳場所を設置し、ベビーベッドおよびいすまたはこれらに代わる設備を設ける。〈交13〉 		
	公衆電話所	<ul style="list-style-type: none"> ●公衆電話所を設ける場合は、そのうち1以上は、「3設備に関する事項[3]公衆電話所(P.I-132)」の項に定める構造とする。〈交14〉 		

必ず整備すべき基準			解説	
バリアフリー法	聴覚障害者の案内	●乗車券等販売所、待合所および案内所（勤務する者を置かないものを除く）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備え、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示する。〈省令第16条第3項〉		
望ましい整備			解説	
案内・誘導標示等		○視覚障害者に配慮し、乗車券販売所や案内所等に設置するカウンターの前には、点字ブロックを設ける。		
券売機		○金銭投入口および操作ボタン、取出し口等の高さは45～125 cmの間を標準とする。 ○視覚障害者が券売機の内容を認知できるように、点状ブロック等を敷設する。		

チェック項目（条例の基準）	
P.V-30 参照	

基本的な考え方

プラットフォームは、だれもが円滑に利用できるように整備する必要があるとともに、転落など、人命にかかわる事故の発生が考えられる場所であるため、安全にはとくに配慮が必要です。さらに、快適に利用するためには、行き先の標示や待合い場所、誘導標示などに、細やかな配慮が必要です。

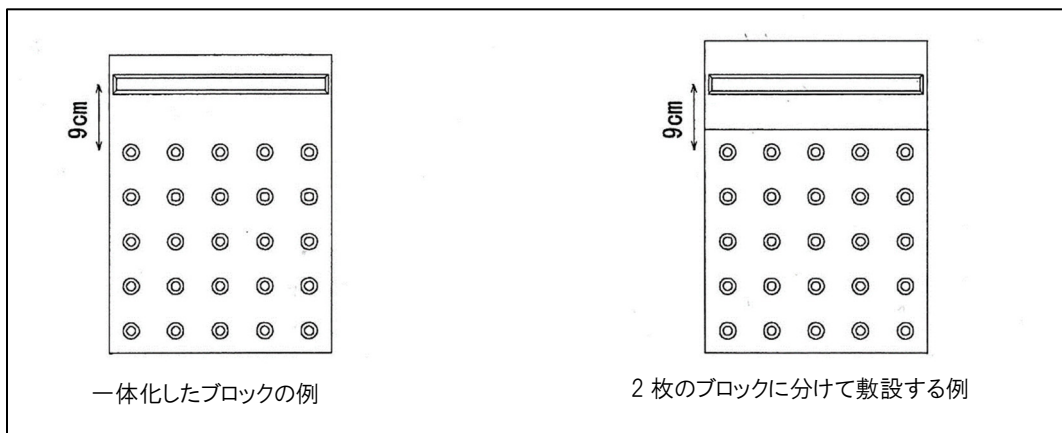
●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説
ホームと車両の隙間および段差	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設ける。〈交11の(1)ア〉 ●プラットフォームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らにする。〈交11の(1)イ〉 ●プラットフォームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間または段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備える。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。〈交11の(1)ウ〉 	
転落防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設ける。〈交11の(1)カ〉 ●プラットフォームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するためのさくを設ける。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。〈交11の(1)キ〉 	<p>.....→ (図V.7.1、図V.7.2) 点状ブロックは内方線付きを用いる。 〈省令第20条第1項第七号〉</p>
ベンチ	●1以上のベンチを設ける。〈交11の(1)ケ〉	
床仕上げ	●床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。〈交11の(1)オ〉	
誘導・案内標示	<ul style="list-style-type: none"> ●列車の接近を文字等により警告するための設備および音声により警告するための設備を設ける。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。またホームドアまたは可動式ホーム柵が設けられたプラットフォームについては、適用しない。〈交11の(1)ク〉 ●鉄道駅の適切な場所に列車に設けられる車いす使用者のための乗車設備に通ずる旅客用乗降口が停止するプラットフォーム上の位置を表示する。ただし、当該プラットフォーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。〈交11の(3)〉 	
こう配	●排水のための横断こう配は、1%を標準とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。また、ホームドアまたは可動式ホームさくが設けられたプラットフォームについては、適用しない。〈交11の(1)エ、(2)〉	

バリアフリー法	照明設備	●プラットホームには照明設備を設ける。 〈省令第20条第1項第十号〉		
望ましい整備				解説
待合室		○風や雨が避けられるような待合室を設ける。		
転落防止措置		○両端には転落防止柵を設けるとともに、注意喚起用床材を敷設する。		
ベンチ		○天候にかかわらず利用できるよう、上屋のある所に設置する。		
誘導・案内標示		○縁端には内方線付き点状ブロックを敷設する。 ○プラットホームには事故等の情報を知らせるための電光表示板等の文字による案内標示を設ける。 ○案内および誘導標示等は、必要に応じ、音声による案内装置、外国語の併記を行う。	→	(図V.7.1、図V.7.2)

解説図一覧	
図V.7.1 ホーム縁端警告ブロック（内方線付き点状ブロック）	P.V-23
図V.7.2 プラットホームの例	P.V-24

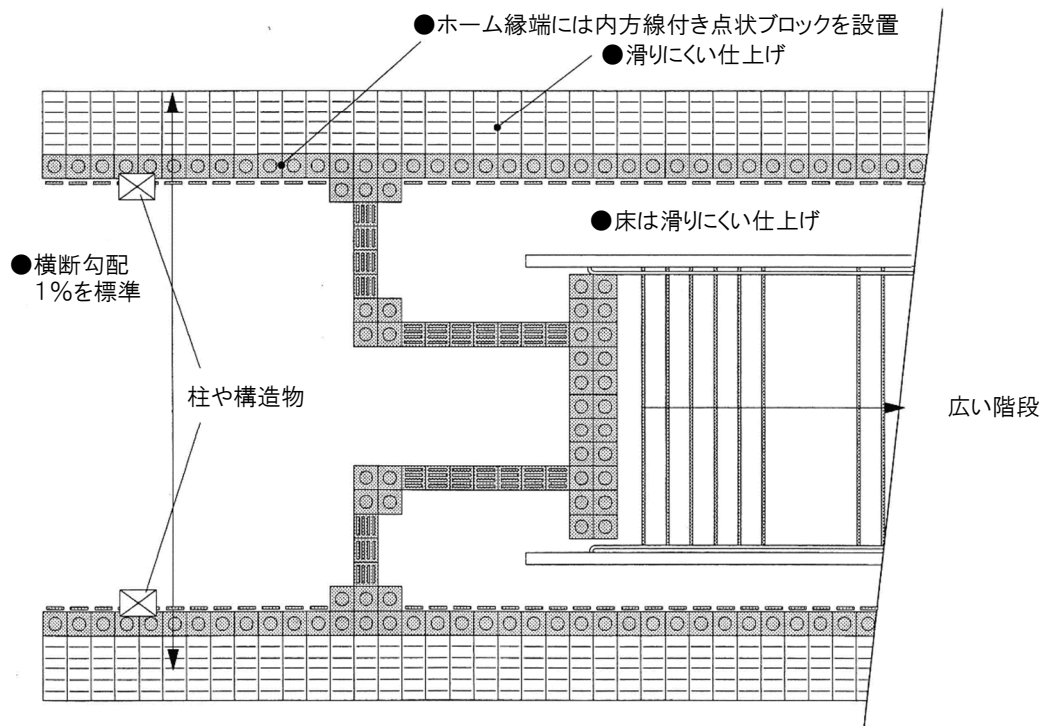
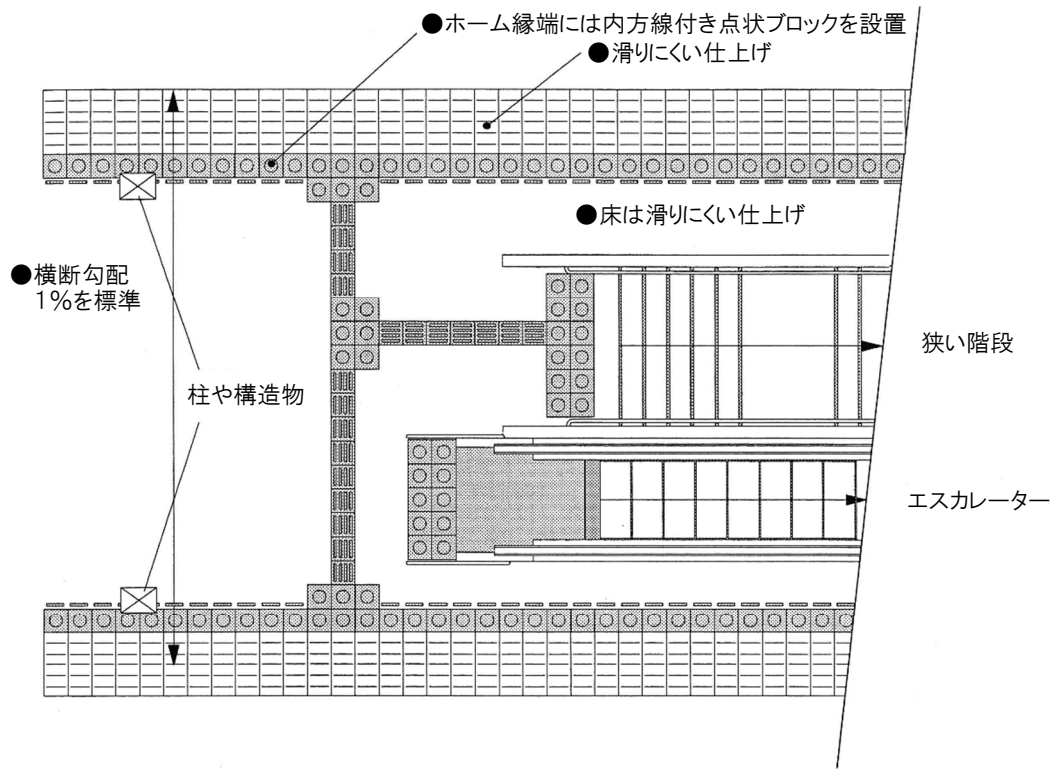
チェック項目（条例の基準）
P.V-30 参照



図V.7.1 ホーム縁端警告ブロック（内方線付き点状ブロック）

●必ず整備すべき基準

○望ましい整備



図V.7.2 プラットホームの例

必ず整備すべき基準			解説	
整備基準	車いす使用者便房を有する便所の仕様	<p>●車いす使用者便房を有する便所は、次に定める構造とする。 〈交7の(3)〉</p> <p>〔仕様2〕</p> <p>①移動円滑化経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、「(2)改札口・通路等(P.V-5)」の移動円滑化経路を構成する通路の規定に定める構造とする。</p> <p>②出入口の有効幅は、車いすが通過できる幅として、80cm以上とする。</p> <p>③出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>④出入口には、車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識を設ける。</p> <p>⑤出入口に戸を設ける場合は次に定める構造とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効幅は、車いすが通過できる幅として、80cm以上とする。 ・車いす使用者その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 <p>⑥車いす使用者の円滑な利用に適した十分な空間を確保する。</p>		
	車いす使用者便房の仕様	<p>●車いす使用者便房は、次に定める構造とする。〈交7の(4)〉</p> <p>①出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない。</p> <p>②出入口には、当該便房が車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設ける。</p> <p>③腰掛便座および手すりを設ける。</p> <p>④高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設ける。</p> <p>⑤〔仕様2〕の②、⑤および⑥に定める構造とする。</p> <p>●車いす使用者便所は、「車いす使用者便房を有する便所」で定める構造のほか、次に定める構造とする。〈交7の(5)〉</p> <p>①出入口には、当該便所が車いす使用者その他の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設ける。</p> <p>②腰掛便座および手すりを設ける。</p> <p>③高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設ける</p>		
望ましい整備			解説	
その他	○便所・洗面所に関するその他の配慮事項については、「2 室内に関する事項[1]便所・洗面所(P.I-63)」の項参照			

チェック項目(条例の基準)	
P.V-30 参照	

基本的な考え方

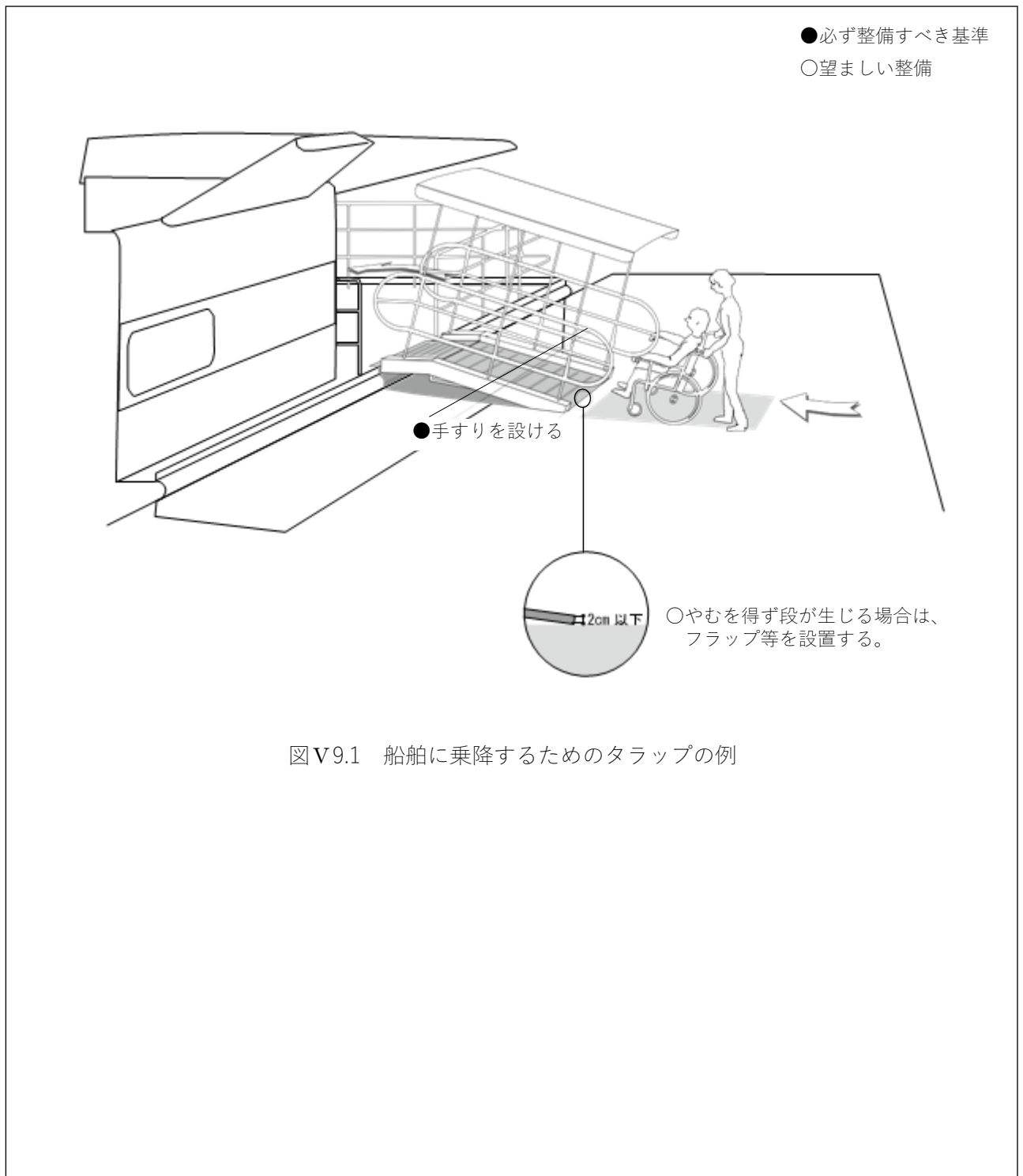
自分で車を運転することが困難な人などはバスやタクシーが重要な手段であり、停留所やタクシー乗り場の場所や標示方法にも配慮することが望まれます。乗船場は、だれもが円滑に利用できるように整備する必要があるとともに、転落など、人命にかかわる事故の発生が考えられる場所であるため、安全にはとくに配慮が必要です。

●：必ず整備すべき基準 ○：望ましい整備

必ず整備すべき基準		解説
整備基準	乗船場 <ul style="list-style-type: none"> ●船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下「乗降用設備」という）を設置する場合は、次に定める構造とする。〈交12の（1）〉 <ul style="list-style-type: none"> ①有効幅は、車いすが通過できる幅として、90 cm以上とする。 ②歩行困難者・視覚障害者等の利用に配慮し、手すりを設ける。 ③床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。 ●乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所については、「[2]改札口・通路等（P.V-5）」の視覚障害者誘導用ブロック等の項の規定にかかわらず、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設しないことができる。〈交12の（2）〉 ●視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック等その他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設ける。〈交12の（3）〉 	
バリアフリー法	乗船場 <ul style="list-style-type: none"> ●船舶に乗降するためのタラップその他の設備（以下「乗降用設備」という）を設置する場合は、車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造とする。ただし、構造上の理由によりやむをえない場合には、この限りではない。〈省令第24条〉 	(図V.9.1) やむを得ず段が生じる場合は、フラップ等を設置する。
望ましい整備		解説
バス停留所・タクシー乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ○待ちだまりのスペースを十分に取り、利用者の乗降や他の歩行者に支障のないよう配慮する。 ○快適な移動を確保するために雨等に配慮し、上屋を設ける。 ○高齢者や障害者等が利用しやすいベンチを設ける。 ○視覚障害者が乗場を確認しやすいように、視覚障害者誘導用ブロック等を乗場標示として設置する。 ○バスの行き先や路線図、時刻表などを大きくわかりやすく標示した案内板を設ける。また点字標示も併用する。 ○リフトバスやリフトタクシーに対応した停留所等を設ける。 	(図V.9.2、図V.9.3)
乗船場	<ul style="list-style-type: none"> ○タラップの勾配は1/12以下とする。 	(図V.9.1)

解説図一覧	
図V.9.1 船舶に乗降するためのタラップの例	P.V-28
図V.9.2 バス停留所の例	P.V-29
図V.9.3 タクシー乗り場の例	P.V-29

チェック項目（条例の基準）	
P.V-30 参照	



チェック項目（条例の基準）

1 移動円滑化経路	(1) 共用通路と乗降口との間に移動円滑化経路の設置（乗降場ごとに1以上）		有	無			
	(2) 移動円滑化経路における高低差の有無（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	傾斜路またはエレベーターの設置（有の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	設置が困難な場合は、エスカレーターの設置（有の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	エスカレーターの設置が困難な場合は、車いす使用者の円滑な利用に適した昇降機の設置		有	無			
	昇降機の種類						
	(3) 傾斜路またはエレベーターの設置の適用除外	隣接し、一体的に利用可能な施設における傾斜路またはエレベーターの設置（営業時間内に乗降口との間を円滑に移動できるもの）		有	無		
		昇降機の設置が困難な管理上の理由		有	無		
	(4) 移動円滑化経路と共用通路の出入口の構造	ア 有効幅は、90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）		cm			
		イ 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
		戸の構造	ア 有効幅は、90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）		cm		
			イ 自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無	
		ウ 車いす使用者が使用する際支障となる段差		有	無		
		エ 段がある場合は、傾斜路の設置		有	無		
	(5) 移動円滑化経路を構成する通路の構造	ア 有効幅は、140cm以上		cm			
		イ 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
		戸の構造	ア 有効幅は、90cm以上（構造上やむを得ない場合は、80cm以上）		cm		
			イ 自動その他の容易に開閉して通過できるもの		有	無	
		ウ 車いす使用者が使用する際支障となる段差		有	無		
		エ 段がある場合は、傾斜路の設置		有	無		
	(6) 移動円滑化経路を構成する傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無		
	傾斜路の構造	ア 有効幅は、120cm以上（段に併設する場合は、90cm以上）		cm			
		イ こう配は、1/12以下（高さが16cm以下の場合は、1/8以下）	1/				
		ウ 高さが75cmを超える傾斜路の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
		傾斜路の高さが75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		有	無		
	(7) 移動円滑化経路を構成するエレベーターの設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無		
	エレベーターの構造	ア かごおよび昇降路の出入口の幅は、80cm以上		cm			
		イ かごの大きさ等	内法幅は140cm以上、内法奥行きは135cm以上	cm ×	cm		
			出入口が複数あり、車いす使用者が円滑に乗降できるもの			有	無
		ウ かご内に出入口を確認できる鏡の設置		有	無		
		エ かご内および昇降路の戸は、ガラス等によりかご内を確認できるもの		有	無		
		オ かご内に手すりの設置		有	無		
カ かごおよび昇降路の戸の開扉時間を延長する機能の設置			有	無			
キ かご内にかごの停止予定階および現在位置の表示装置の設置			有	無			
ク かご内に到着階ならびにかごおよび昇降路の戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置			有	無			
ケ かご内および乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に操作盤の設置			有	無			
コ かご内および乗降ロビーの操作盤は、点字の表示等により視覚障害者が操作できるもの（それぞれ1以上）			有	無			
サ 乗降ロビーの有効幅および有効奥行きは、150cm以上			cm ×	cm			
シ 乗降ロビーにかごの昇降方向を音声で知らせる設備の設置（かご内に当該設備がある場合、または停止階が2のみである場合を除く。）		有	無				
ス 乗降ロビーにかごの昇降方向を表示する設備の設置（停止階が2のみである場合を除く。）		有	無				
(8) 移動円滑化経路を構成するエスカレーターの設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無			
エスカレーターの構造	ア 旅客が同時に上りおよび下りの双方向に移動する場合		有	無			
	双方向に移動する場合は、上り専用および下り専用のものを設置		有	無			
	イ 踏み段の表面およびくし板は、滑りにくい仕上げ		有	無			
	ウ 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあるもの		有	無			
	エ 踏み段相互の境界を容易に識別できるもの		有	無			
	オ くし板と踏み段の境界を容易に識別できるもの		有	無			
	カ 上り専用または下り専用のエスカレーターの設置		有	無			
	エスカレーターの端に近接する通路の床面等には、進入の可否を表示		有	無			
	キ 有効幅は、80cm以上		cm				
	ク 踏み段の面等の構造	車いす使用者の円滑な昇降に必要な広さとすることができるもの		有	無		
	車止めの設置		有	無			
(9) 移動円滑化経路に改札口の設置（無の場合は、以下は記入不要）			有	無			
改札口の構造（1以上）	有効幅は、80cm以上		cm				
2 通路	(1) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ		有	無			
	(2) 段の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	段の構造	ア 段は、容易に識別できるもの		有	無		
		イ つまづきにくいもの		有	無		
		ウ 手すりの設置		有	無		
(3) 有効幅は、120cm以上			cm				

3 傾斜路	(1) 両側に手すりの設置	有	無			
	(2) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無			
	(3) 両側に立ち上がり部の設置	有	無			
	(4) 前後の通路等との色の明度の差等により容易に識別できるもの	有	無			
4 階段	(1) 両側に手すりの設置	有	無			
	(2) 手すりの端部付近に階段の通ずる場所を示す点字の表示	有	無			
	(3) 回り段の有無	有	無			
	(4) 表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無			
	(5) 段は、容易に識別できるもの	有	無			
	(6) つまづきにくいもの	有	無			
	(7) 両側に立ち上がり部の設置	有	無			
5 視覚障害者誘導用ブロック等	(1) 公共用通路と車両等の乗降口との間の通路等に視覚障害者誘導用ブロック等の敷設または音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の設置	有	無			
	(2) (1)の通路等と乗降ロビーに設ける操作盤、6の(5)に定める構造の設備（音によるものを除く。）、便所の出入口および乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等にそれぞれ視覚障害者誘導用ブロック等の敷設または音声誘導装置の設置	有	無			
	(3) 階段、傾斜路およびエスカレーターの端に近接する通路等に点状ブロック等の敷設	有	無			
6 案内設備	(1) 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備および音声により提供するための設備の設置	有	無			
	(2) 昇降機、便所または乗車券等販売所の付近に移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識の設置	有	無			
	(3) 公共用通路に直接通ずる出入口または改札口の付近に移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備の設置	有	無			
	(4) (2)の標識または(3)の案内板 その他の設備の構造	高さ、文字の大きさ、標示等に配慮したもの 必要に応じ、かな、ローマ字、絵等による見やすい表示	有	無		
	(5) 公共用通路に直接通ずる出入口、改札口の付近等に公共交通機関の施設の構造および主要な設備の配置を音、点字その他の方法により示す設備の設置	有	無			
7 便所	(1) 多数の者の利用する便所の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無			
	便所の構造	ア 出入口付近に男子用および女子用の別ならびに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備の設置	有	無		
		イ 床の表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無		
		ウ 男子用小便器を設ける場合は、床置き小便器等の設置（1以上）	有	無		
		エ ウの小便器に手すりの設置	有	無		
		オ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器の設置	有	無		
	(2) 車いす使用者等に配慮した便所等の構造（1以上）	ア 便所内に車いす使用者等の円滑な利用に適した便所の設置	有	無		
		イ 車いす使用者等の円滑な利用に適した便所の設置	有	無		
	(3) (2)のアの便房が設けられた便所の構造	ア 移動円滑化経路と便所との間の通路は、1の(5)に定める構造（1以上）	有	無		
		イ 出入口の有効幅は、80cm以上		cm		
		ウ 出入口に車いす使用者が通過する際支障となる段	有	無		
		エ 出入口に車いす使用者便房が設けられていることを表示する標識	有	無		
		オ 出入口に戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無		
		戸の構造	(7) 有効幅は、80cm以上		cm	
		(4) 容易に開閉して通過できるもの	有	無		
	カ 車いす使用者の円滑な利用に適した十分な空間の確保		m			
	(4) (2)のアの便房の構造	ア 出入口に車いす使用者が通過する際支障となる段	有	無		
		イ 出入口に車いす使用者便房が設けられていることを表示する標識	有	無		
		ウ 腰掛便座および手すりの設置	有	無		
		エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置	有	無		
		オ (3)のイ、オおよびカに定める構造	有	無		
		(5) (2)のイの便所の構造	移動円滑化経路と便所との間の通路は、1の(5)に定める構造（1以上）	有	無	
	出入口の有効幅は、80cm以上			cm		
	出入口に車いす使用者が通過する際支障となる段		有	無		
	出入口に戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
	戸の構造		有効幅は、80cm以上		cm	
	容易に開閉して通過できるもの		有	無		
車いす使用者の円滑な利用に適した十分な空間の確保			m			
出入口に車いす使用者便房が設けられていることを表示する標識	有		無			
腰掛便座および手すりの設置	有		無			
高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の設置	有		無			
(6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第6項に規定する特定旅客施設（1日の平均的な旅客数が5,000人以上等）	有	無				
多数の者の利用する便所の構造（1以上）	ア 人工肛門または人工ぼうこうの使用者のための洗浄設備等を備えた便房または便所の設置	有	無			
	イ 乳幼児いす等の設備を備えた便房または便所の設置	有	無			
	ウ 乳幼児ベッド等の設備を備えた便所の設置	有	無			

8 乗車券等販売所、待合所および案内所	(1) 乗車券等販売所の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	乗車券等販売所の構造（1以上）	ア 移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の通路は、1の(5)に定める構造（1以上）	有	無			
		イ 出入口の構造（1以上）	(ア) 有効幅は、80cm以上		cm		
			(イ) 戸の設置（無の場合は、以下は記入不要）	戸の構造	a 有効幅は、80cm以上	cm	
				b 容易に開閉して通過できるもの	有	無	
			(ウ) 車いす使用者が通過する際支障となる段	有	無		
		(イ) 段を設ける場合は、傾斜路を併設	有	無			
	ウ 受付カウンター等の設置（無の場合は、以下は記入不要）	有	無				
	受付カウンター等は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造（1以上）		有	無			
	常時勤務する者が容易に受付カウンター等の前に出て対応できる構造		有	無			
(2) 待合所および案内所の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無				
待合所および案内所は、(1)に定める構造（1以上）		有	無				
9 券売機	券売機の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口の設置（有の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	券売機の構造（1以上）	(1) 金銭投入口および操作ボタンの高さ等は、車いす使用者に配慮したもの	有	無			
(2) 点字による表示		有	無				
10 休憩設備	高齢者、障害者等が休憩できる設備の設置（1以上）		有	無			
11 鉄道駅	(1) プラットホームの構造	ア プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、できる限り小さいもの	有	無			
		アの間隔が大きいときは、旅客に対し、これを警告するための設備		有	無		
		イ プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らなもの	有	無			
		ウ プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との間に車いす使用者の円滑な乗降に支障がある隙間または段差の有無	有	無			
		有の場合は、車いす使用者が円滑に乗降するための設備の設置（1以上）		有	無		
		エ 排水のための横断こう配は、1%を標準（プラットホームにカの設備が設けられている場合を除く。）		%			
		オ 床の表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無			
		カ ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備の設置	有	無			
		キ プラットホームの線路側以外の端部に旅客の転落を防止するためのさくの設置	有	無			
	ク 列車の接近を文字等および音声により警告するための設備の設置（プラットホームにカの設備が設けられている場合を除く。）	有	無				
ケ ベンチの設置（1以上）	有	無					
(3) 鉄道駅の適切な場所に列車に設けられる車いす使用者のための乗車設備に通ずる旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置の表示		有	無				
12 乗船場	(1) 船舶への乗降用設備の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	乗降用設備の構造	ア 有効幅は、90cm以上		cm			
		イ 手すりの設置	有	無			
		ウ 表面は、滑りにくい材料の仕上げ	有	無			
(3) 視覚障害者が水面に転落するおそれのある場所にさく、点状ブロック等の転落防止設備の設置		有	無				
13 授乳場所	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第6項に規定する特定旅客施設（1日の平均的な旅客数が5,000人以上等）		有	無			
	授乳場所の設置 設備の内容：ベビーベット、いす、その他（ ）		有	無			
14 公衆電話所	公衆電話所の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無			
	公衆電話所の構造	(1) 電話台の高さ等は、車いす使用者が利用できるもの	有	無			
		(2) 公衆電話所の出入口の設置（無の場合は、以下は記入不要）		有	無		
		出入口の構造	幅は、80cm以上		cm		
			戸を設ける場合の構造	戸は、容易に開閉して通過できるもの	有	無	
		戸の前後の高低差	有	無			